

原告準備書面 11

被告吉田が主張する筆界事件の現地検分に自宅に招かれた、しかし所在地を隠すべく道路を迂回、住所標識もない過疎地帯の住居、この滞在も 30 分不足であった。訴訟提起となり、被告小川に被告吉田の住所地を訊ねても言わず、送達先不明で共同不法行為に基づく訴訟提起は断念した。

その後の被告吉田の所在先探索から送達場所が判明、これに被告吉田は「俺の住所地を知るのは三人だ、共犯者がいる」等と、14 年に亘り他県に住民票を置いたままの被告吉田は、**外形的にも十二分に怪しい人物である。**

前訴吉田訴訟の控訴審法廷でも、**被告吉田の訴訟当事者資格**が取り上げられた。

被告吉田との口頭弁論が始まると、今までの訴外巫が管理する”デタラメ判決を正す掲示板”から転じて、被告小川が開設した週刊相場情報掲示板に原告の実名を挙げて悪罵罵倒する人格攻撃を始めた。

これに被告吉田の朋友である訴外・北詰淳司も後方支援して、原告を毀損する投稿を始めた、なお 2012 年 3 月、北詰淳司を被告とする訴状は御庁に提出したが、北詰はこの特別送達の受取拒否を二度までして、立川支部移送となり、実質的審理は 3 回のみ判決から相互控訴した、しかし平成 26 年(ネ)第 2443 号事件控訴審では控訴人北詰は擬制自白となり確定した。

争点 B プロバイダ責任制限法違反に係る主張

弁論・証拠では争えない被告吉田はネット検索結果目的に、相手の実名・個人情報・住所・電話番号をインターネット上に流し続けている、この違法性は被告吉田は重々に理解をしており、前訴吉田訴訟の判決書にあるとおり「訴訟提起以前には被告吉田は原告の実名を公開していない」

この事実認定は誤りであるが、少なくとも被告吉田は法廷で小池裁判官に「原告の実名をインターネットに流したことはありません」こうした発言をしているのである。

近年に被告吉田は、訴外北詰が主宰する”裁判監視委員会”付属ツイキャス(実況放送と記事)の中で、原告を誹謗中傷する放映場面の拡散に情熱を傾けている、しかしこの**北詰の規則違反のツイキャスは先日に職権消去された。**

結語

事件屋の訴訟沙汰とは、インターネットを利用した裁判外での恐喝示談・威喝にある。裁判公開の原則を理由に、相手の個人情報流布・人格攻撃をしてくる、ネット検索すると自分の名がでる、これに脅え怯み屈服するまで続ける、そして目的の金員を得る。本訴訟は、前訴提起後の係争中に起きた、被告らからの権利侵害であり、判決の不当取得を原因とした訴訟である。

本年 1 月 19 日付の吉田答弁書には、前訴の覆審とする理由で認否がされていない。被告小川の答弁書には、**「請求の原因に対する認否」**の項とあるが、肝心の認否がされていない、**両被告は次回の三回期までに先ずに認否をせよ。**

以上

証拠方法 甲第 27 号証から、甲第 30 号証 NO.1～NO.15 まで提出をする。

原告の証拠説明書

号証	標目	写し 原本	作成 者	立証趣旨
甲 27	週刊相場情報掲示板 2014 年 6 月 6 日、14 時	写し	被告 吉田	平成25年(ワ)第2800号事件の判決以後、吉田は自分の主張は認容されたものとして、以前にも増して執拗に人権侵害を続けている。 大馬鹿は嘴を突っ込むな！@@@ @！己の馬鹿さを知れ！ 2014 年 6 月 6 日、この一日だけでも7件の誹謗投稿をしている。 こうした常軌を逸した連続投稿には恐怖心すら覚える。
甲 28	俺以外は馬鹿畜生・お前らはメクラ お前らは東京高裁付近に屯する・・ 2014年6月3・4日の週刊相場情報掲示板に投稿された吉田の記事。	写し	被告 吉田	被告らの主張する戸籍改竄事件は変容して未払い一億保険金事件となった。 被告らからは常々に一億円を狙う溝鼠とした悪罵が浴びせられている。 全く荒唐無稽な言い掛かりだが、これが戸籍改竄事件の真の狙いであり、この文言は自白である。 お前らが小川の一億円を狙っても、この俺様が赦さない、鳶に油揚げを搔っ攫らわれて堪るか、貪欲が唯一の取り柄の小川と俺様だ。
甲 29	週刊相場情報掲示板 本年 2015 年2月分	写し	北詰 淳司	小川掲示板(週刊相場情報掲示板)に投稿するのは吉田と小川、そして原告を憎悪する訴外・北詰淳司のみ。訴訟放棄をして擬制自白となった北詰は、小川掲示板では言いたい放題、これは一部である、小川掲示板の反社会性が表れている事実。
甲30 No.1 から No15	本年2015年1月19日から 今月4月14日迄の小川 掲示板に投稿されて被告 の記事 (一部に昨年10月分)	写し	被告 吉田	被告吉田の常軌を逸した膨大な連続投稿の数に圧倒される、この事実を証拠提出する。